

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5号
 事業者名 関東自動車株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉田 元

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバス（新車：EV車両）の5台導入を目指す。	ノンステップバス（新車：EV車両）を5台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子対応設備のメンテナンス	車いすを利用されているお客様が円滑に乗車できるよう、車いす固定用装置やスロープの定期的なメンテナンスを実施する。	計画通り実施 現在継続実施中
設備を用いた情報提供	運行情報提供設備を用いた案内を適切に実施できるよう、文字等の表示内容及び放送文案などの見直しを適宜実施する。	計画通り実施 現在継続実施中

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
整理誘導員の配置	JR宇都宮駅前の朝のラッシュ時間帯において、整理誘導員を配置し、必要に応じ高齢者や障がい者の乗降の介助を行う。	計画通り実施 現在継続実施中
柔軟な車両運用	ノンステップバスでの運行を計画していないダイヤについて、障がい者からノンステップバスの運行を求められた場合、可能な範囲で車両運用を変更し対応する。	計画通り実施 現在継続実施中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの運行情報発信	停留所時刻表及び時刻検索システム並びにバスロケーションシステムにおいてノンステップバスの運行情報を発信（前年度から継続実施）	計画通り実施 現在継続実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転士への教育	運転士マニュアルを作成し、運転技術や接客接遇、車いす対応などの教育を行っている。(前年度から継続実施)	計画通り実施 現在継続実施中

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスの乗り方教室での啓発活動	主に小学生に対し実施しているバスの乗り方教室において、車いすスペースおよびスロープの説明・実演などを実施している。	計画通り実施 現在継続実施中

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・乗降方法の変更(前乗り前降りから後乗り前降り)に伴い、縁石や植栽など乗降の支障となっている構造物があることから、道路管理者と連携し支障物の撤去を順次実施する。 →必要に応じ、道路管理者と協議し、順次対応している。 ・ウェブサイトや電話などで寄せられるご意見を社内で共有し、改善に向けた取り組みに活用する。 →お客様のご意見を共有し、改善に取り組んでいる。(ダイヤ改正など)
--

(3) 報告書の公表方法

web(自社ホームページ)上での公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備え たもの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車両数	382	306	199	89	18	2	16	80	60	0	0	16	0	0
年度内に供用 を開始した車 両数	22	16	13	3	0	0	0	2	2	0	0	4	0	0
年度内に供用 を廃止した車 両数	14	6	0	6	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0
年度末車両数	390	316	212	86	18	2	16	74	54	0	0	20	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。